

高齢者日常生活用具給付事業

村上市では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、心身の状況等により防火等への配慮や安否確認が必要な高齢者を対象に、火災警報器や緊急通報装置などの日常生活用具の給付事業を実施しております。

◇対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、心身の状況等により、防火等への配慮や安否確認が必要な高齢者。

◇給付する用具 及び 基準額 (※イラストはイメージです)

火災警報器

(基準額：15,500円)

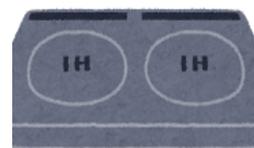
- ・屋内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、知らせ得るもの。



電磁調理器

(基準額：41,000円)

- ・電磁による調理器 (IHコンロ) であって、高齢者が容易に使用できるもの。



<留意事項>

- ★ IHコンロの仕様によっては、電気工事が必要な場合があります。また、それに伴い、電気料金が上がる可能性があります。
- ★ IHコンロに変えた場合、IHに対応した調理器具 (鍋、やかん、フライパン等) を用意する必要があります。

自動消火器

(基準額：28,700円)

- ・室内温度の異常上昇や炎の接触により、自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火するもの。



緊急通報装置

(基準額：55,000円)

- ・屋内に設置し、緊急時に装置のボタンを押すことにより、家族等の登録者に緊急事態を通報し、知らせ得るもの。



◇利用者負担額

対象者世帯の階層区分により異なります。(下表参照)

利用者世帯の階層区分	利用者負担上限額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税均等割のみ課税世帯	0円
市民税の所得割額が10,000円以下の世帯	10,000円
市民税の所得割額が10,000円を超える世帯	全額(事業の対象外)

※基準額を超えた費用については、利用者の負担となります。

◇留意事項

- ・用具の給付は、種目ごとに1世帯につき1回のみとなります。
- ・村上市緊急通報システム事業を利用している世帯については、緊急通報装置及び火災警報器は給付対象外となります。

◇申請方法

用具を購入する前に、「高齢者日常生活用具給付申請書」に「購入を検討している用具の見積書」を添付のうえ申請してください。

◇申請書提出先(問い合わせ先)

市役所(本庁)	介護高齢課	高齢者支援室	電話	75-8935(直通)
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	電話	62-3104(直通)
神林支所	地域振興課	地域福祉室	電話	66-6113(直通)
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	電話	72-6887(直通)
山北支所	地域振興課	地域福祉室	電話	77-3113(直通)

